

仕 様 書

1 目的

倉掛のぞみ園構内の樹木等について、せん定及び病虫害駆除等を外部の専門業者に委託し、常に安全かつ良好な状態に保つことを目的とする。

2 業務内容

(1) 樹木管理

ア 樹木せん定を行うこと。

イ 病虫害駆除は、樹木に薬害の生じないよう濃度を適正にし、風のない天気の良い日を選んで行うこと。

ウ 肥料等の品目・数量については、別紙使用材料数量明細書を参照すること。

エ 建物周辺のサツキ・ツツジの管理には、特に注意すること。

オ 管理上の瑕疵により、枯死等が生じた場合の補植を行うこと。

(2) 芝生管理

芝生管理を行い、刈り取った芝は速やかに撤去すること。

(3) 除草

除草は手抜きで行い、芝生中の雑草は適宜抜き取り、除草剤を散布（芝地）する。除草した雑草は速やかに撤去すること。

グランド廻りの除草（4月、6月、7月下旬から8月初旬、10月）については、本園の来園者、及び職員の駐車場であるため、担当者と日程協議の上、2日にわけて作業を行うこと。

(4) 巡回監視

毎月巡回監視を行うこと。

3 実施日時

別紙工程表のとおり

4 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者を現場責任者として配置すること。

5 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

6 せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

7 作業にあたっての特記事項

- (1) 受注者は、作業日時について、事前に発注者に文書を提出し、了承を得ること。
- (2) 作業に従事する者はヘルメットを着用する等、事故のないよう努めること。
- (3) 作業中に発生するゴミ、枯葉等の廃棄物は受注者の負担により速やかに撤去すること。
- (4) 作業にあたっては、車、建物等器物の周囲に破損や汚損がないよう注意すること。破損や汚損があった場合、受注者は、損失分を速やかに補償すること。

8 一般事項

- (1) 受注者は、業務を行う上で十分な実務経験を有する者に従事させること。
- (2) 受注者の従業員は、発注者の施設が老人福祉施設という特殊性を認識し、体調管理に努め、風邪、インフルエンザ、ノロウイルス等感染症を他の者へ感染させないように、最大限配慮すること。
- (3) 受注者の従業員は、節度あるきびきびとした作業を行うものとし、入園者等に対し、不快感を与えるような言動はしないこと。

9 経費の負担

委託業務に要する経費のうち、光熱水費を除き、すべて受注者の負担とする。

10 従業員の施設の使用

受注者は、委託業務の必要な限りにおいて、駐車場等、発注者があらかじめ認める設備を使用することができる。

11 報告事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに「業務着手届」、「現場責任者届」、「現場責任者経歴書」、「従業員届」「実施計画書」、「廃棄物の運搬経路図」を発注者に提出し、その承認を得なければならない。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。
- (2) 受注者は、毎月の業務終了後、「委託業務実施報告書」及び「作業前、作業中、作業後の写真」を10日以内に発注者に提出し、その承認を得なければならない。

12 その他

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ、決定するものとする。